

入会金及び会費規程

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人華人 IT 企業信用協会定款に規定する入会金及び会費の種類、額、納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類等)

第2条 会費は、通常会費及び臨時会費の2種とする。

2 通常会費は、本規程の定めるところにより、経常的に納入するものをいう。

3 臨時会費は、必要に応じ社員総会の決議により徴収するものをいう。

(通常会費の額)

第3条 通常会費の額は、別表(1)に定めるところによる。

(通常会費の納入)

第4条 通常会費の納入は、次によるものとする。

2 納入額

(1) 正会員

年一括払いとする。

(2) 賛助会員

年一括払いとする。

3 納入方法

協会の発行する請求書にもとづき銀行振込みとする。

(入会金)

第5条 入会金の額は別表(1)に定めるところによる。

2 入会金は、入会時に納付する。

3 入会金は、これを返還しないものとする。

※7月31日までご入会の場合、入会金はゼロ

(既納会費の処理)

第6条 既納会費は、前払を含め一切これを返還しないものとする。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行に関して必要な事項は会長が理事会の承認を得て定める。

附 則

平成28年6月1日制定

この規約は一般社団法人華人 IT 企業信用協会定款の施行日より適用される。

別表（1）

1. 正 会 員

（1）会 費

年 50,000円

（2）入会金

一 律 30,000円

2. 賛助会員

（1）会 費

一律一口年額100,000円で一口以上とする。

（2）入会金

一 律 50,000円

※※なお、事業年度（4月～3月）途中に入会した会員の会費は、
会員となった月により上半期、下半期ごとに以下のとおりの割合で計算いたします。

4月～9月入会＝全額

10月～3月入会＝2分の1